

令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務

(2) 事業の目的

県では、県全体での観光客の滞在日数の増加による観光消費額の拡大を目指し、全国から選ばれる広域エリア単位での滞在型観光地域づくりを進めるため、広域観光組織の体制及び機能強化に取り組むこととしています。

本事業では、広域観光組織及び高知市（以下「広域観光組織等」という。）が、稼げる観光地域づくりに必要となるマーケティングやマネジメント等の手法を学ぶとともに、観光客の周遊動向データ等を活用し市町村をまたがる観光施策の企画・実践を重ねることで、広域観光組織等が観光振興計画に基づいて取り組む観光施策の実効性の向上を図り、ひいては、県全体の観光消費額の拡大につなげることを目的とします。

2 事業の内容

本事業では、次の（1）から（3）に掲げる業務を実施するとともに、地域コーディネーターを1名以上配置し、広域観光組織等に対して、日常的なデータ活用に関する助言・指導を行うこととします。

なお、事業のイメージは別添のとおりです。

(1) 観光統計分析ツールの選定・活用提案

受託者は、(ア)の要件を満たすインターネット上で提供される観光動態をモニタリングする分析ツール（以下「分析ツール」という。）を提案し、(イ)の要件のとおり支援を行うこととする。

(ア) 分析ツールに求める要件

- ・分析ツールを利用して得られるデータは、少なくとも2022年1月以降のデータが取得できるものとし、かつ定期的に更新され、高知県内でも十分な数を取得できるものであること。
- ・観光スポット（観光施設や宿泊施設、自然公園等）ごとの分析が可能であること。
- ・属性分析、発地分析ができることを必須とし、その他周遊促進につながる分析ができるツールであること。
- ・分析ツールにより、得られた結果は、パソコン画面上での確認に加えて、別のファイルにコピーして編集・印刷し、広域観光組織等及び高知県観光コンベンション協会、県の意思決定資料や関係者（市町村、観光関連事業者）への定期レポートとして利用できるものであること。

(イ) 分析ツールの利用に関して求める要件

- ・契約後、1か月以内に利用できる状態にすること。
- ・広域観光組織等、高知県観光コンベンション協会及び県が直接利用できる分析ツールを1種類以上用意し、アカウント数は12以上用意すること。
- ・分析ツールの利用に関し、アカウントを持つものからの問合せへの対応を行うこと。
- ・他県での同種の活用事例を収集し本業務内で展開するなど、分析ツールを有効に活用できるような情報提供を行うこと。
- ・安価な自治体価格が用意されている場合においては、必要に応じてその契約を県が行い、支払いを受託者が行うこと。

(2) 実証事業の実施

(1) の分析ツールや各種調査などの結果を踏まえ、新規性のある効果的な打ち手と効果検証を以下の内容で実施する。なお、新規性とは、実施済みの実証事業の目的、手法が同じであっても、広域観光組織等の連携など面的な広がりを生み出すものなどは新規性となさずこととする。

(ア) 内容

- ・地域コーディネーターは、広域観光組織等の観光地域づくりにおける課題解決や効果的な施策検討のため、分析ツール等を活用した実証事業を行う組織及び内容を委託者に提案し、協議のうえで決定すること。
- ・実証にあたっては、広域観光組織等の課題解決に効果的と考えられる打ち手を複数提案し、複数の市町村にまたがるものや広域エリア全体などの面的な取り組みや1ヶ月単位などの長期的な実証事業を実施すること。
- ・観光客の動向やニーズの把握等に必要なアンケートや各種調査、分析ツール等により得られたデータに基づくものを必ず実施すること。また、必要に応じてマーケティングアドバイザー等の専門家派遣も行うこと。
- ・実証事業終了後は、効果測定を行うとともに事業化を見据えた振り返りをフォローすること。

(イ) 実施回数

3回以上（ただし、実施エリアに偏りが生じないようにすること。）

(ウ) その他

地域コーディネーターは、前年度に実施した実証事業の効果検証についても可能な限り支援すること。

(3) ワークショップの開催

広域観光組織等の共通の課題解決や実証事業の成果の共有等、参加者の企画力向上につながるワークショップを以下の内容で開催する。

(ア) 内容

- ・参加者に対して、初回は説明会を開催し、ワークショップの概要や目的、分析ツールの活用方法や先行事例等を説明すること。

- ・2回目以降は、各エリアの取組の横展開や広域エリアをまたがる連携を見据え、共通した課題の検討、意見交換・情報共有の場等として設定し、必要に応じてワークショップを開催すること。

(イ) 開催回数

3回程度とし、開催回数には、説明会、中間報告会及び成果発表会を含むこと。

(ウ) 参加者数

毎回20名程度の参加者数に対応できること。参加者は、広域観光組織、高知市、県担当者、高知県観光コンベンション協会、その他県が指定する者を想定。

(エ) その他

開催方法にあたっては、以下の点を考慮すること。

- ・遠隔地からの参加等に配慮し、オンラインを併用した効率的な開催方法を想定しているが、会場参加の希望者用に、会議スペース及びweb会議を実施できる環境（インターネット接続環境を含む）を毎回用意すること。
- ・ワークショップ参加者の日程調整や会場の確保、資料作成などの事前準備を行うこと。

(3) 対象経費等

分析ツールの使用料、地域コーディネーターの活動費、ワークショップ、実証事業（マーケティングアドバイザーや専門家等の招聘を含む）及び定例会の実施に直接必要となる経費、委託業務にかかる報告書の作成に要する経費、その他委託業務に係る経費は、本委託業務に含むものとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 見積限度額

18,648千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具

体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている（※））者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

※（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和6年3月8日（金）までに高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

（競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先）

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

TEL 088-823-9788 FAX 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

7 質疑と回答

資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑は令和6年3月5日（火）午後5時までに別紙様式1により電子メールで受け付けます。「15 問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和6年3月7日（木）

午後5時までに当課のホームページに掲載します。

(URL= <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020601/>)

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式2）及び資格要件の確認書類等により申込をしてください。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式2）	A4縦	1部
2	資格要件確認書（様式3）	A4横	1部
3	法人等概要書	A4縦	1部
4	観光人材育成の取組、観光地域づくり等、 本仕様書に定める業務に関連する実績一覧表	A4縦	1部
5	都道府県税の納税証明書	—	1部
6	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興部地域観光課 TEL 088-823-9612

(2) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書」は幹事者が提出してください。

イ すべての共同提案者について、「共同提案者一覧」に記入のうえ、「共同企業体協定書」（写し）と併せて提出してください。

ウ 幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書」、「法人等概要書」、「都道府県税の納税証明書」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」を提出してください。

エ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書」、「共同提案者一覧」及び「共同企業体協定書」（写し）を提出してください。

オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興部地域観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年3月13日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和6年4月10日（水）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度 [<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>]

12 日程

令和6年2月29日（木）	募集開始
3月5日（火）	資格要件及び企画提案書の作成・審査等の質疑提出〆切 （回答3月7日（木））
3月11日（月）	参加申込及び資格確認書類提出〆切 （確認結果通知 3月13日（水））
3月29日（金）	企画提案書の提出〆切
4月9日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
4月10日（水）	審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開制度 [<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 情報提供

プロポーザルに参加する事業者であって、広域観光組織の観光振興計画がご入り用の場合は、県から提供しますので、下記までお問合せください。

15 問合せ先

高知県 観光振興部 地域観光課

担当者 齊藤・谷岡

TEL 088-823-9612

FAX 088-823-9256

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

16 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。

(5) 令和6年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行う場合があります。